

第4回高槻市水道事業審議会

- 開催日時 令和5年12月22日(金曜日)午後1時30分～午後3時15分
開催場所 消防本部3階研修室
出席状況 出席委員10名、欠席委員0名
傍聴者 0名
案件 1 開会
2 審議事項
(1) 料金収入について
(2) 高槻市の水道料金の課題について
(3) 国庫補助金について
(4) 高槻市水道事業基本計画実施計画(令和3年度～令和7年度)について
(5) その他

1 開会

【審議会の成立と傍聴者の確認】

2 審議事項(1) 料金収入について

【資料1(表紙から16ページまで)について説明】

2 審議事項(2) 高槻市の水道料金の課題について

【資料1(17から28ページまで)について説明】

質疑等

<委員>

24ページあたりを参考にすると向かう方向性は定まってくる。

ある程度今後のことを考えると、料金の見直しをせざるをえない状況。また、大口径よりも小口径の特に少量使用者への配慮している点は見直しをしなければならないことも導かれる結論の一つになってくる。なお、少量使用者はどういう方々が該当するのか。

<事務局>

少量使用者は最近では単身世帯が1番多い。高齢者の方、若い方でも単身の方が多くいる。特に高槻市では給水人口が減り、給水戸数が増えている傾向から、単身世帯は増加しているといえる。

<委員>

単身でも高齢者だけでなく、転勤や学生などの現役世代も該当する。年金生活者などに対する配慮をするべきか否かという点があるが、全体として公平性を考えていくとその辺も見直しが必要。

<委員>

少量使用者や小口径の区分について。

一般家庭や小規模事業者が小口径に繋がっていると思うが、小口径でも事業用で使う場合と、生活するための場合と、料金体系を変えても良いのではないか。

<事務局>

少量使用者の場合、水道を引く際に水量に応じてメーターの口径を決めている。ご紹介した13mm・20mm・25mmは家庭用あるいは事業者の中でも少量しか使わない方が該当する。その中で、家庭用として使っているのか事業用として使っているのかは把握が困難。そのため、正確に分けて料金設定する考え方は妥当と思うが実際は難しい。

<委員>

本日の資料は全て1か月当たりの使用水量というベースで良いか。22ページの近隣市比較の20m³と40m³も1か月当たりという理解で良いか。

<事務局>

1か月当たりで良い。

<委員>

1点目、基本的な解釈について。

18ページにある公正妥当な料金や、料金の差別的扱いの禁止ということで、料金の値上げを検討する時には高齢者や低所得者への配慮という議論が出てくると思うが、水道料金として公平性という話と要配慮者への対応はまた別の議論。配慮が必要な方に対しては政策的に福祉や他部局で賄うのが基本的な考え方と思うので、そこは分けて考えた方が良いのではないか。

2点目、小口径と大口径について。

大口の需要家が小口の料金を支えている構造はどこの事業体も基本的に同じ。そして、昨今の大口と小口との格差を小さくしていく方向性は基本的だと思うので、高槻市もそういう傾向が強いのであればその格差を小さくしていく方向性は正しい。

料金体系の基本料金と従量料金の関係では、19ページで全体像があり、その考えに基づいて21ページのように基本料金が9割を占めることは多くの事業体が同様。特に、山を抱えている事業体はポンプや配水池などの水道の中でも装置の部分が非常に大きくなっていくので、基本コストが割高になりやすい傾向だが、固定費を上げると安い料金体系のところ

大きく上がってしまうという問題もある。料金改定をするときには、基本料金と従量料金の組合せをどうするかが大きな論点。

1人当たりの水の使用量はデータにもあるとおり、1日当たり250リットル前後なので、1か月でいうと7.5m³で10m³を切る程度。単身世帯が増えるということは、安い料金体系の範疇の人たちが増えるということなので、そういう意味では基本料金を高めに設定せざるをえないのが基本的な方向性だと感じている。

また、料金体系の組合せは別として改定率10%や20%で上げるとどうなるかというラインが示されており、何年後ぐらいまでカバーできるかが読み取れる。周辺市の改定率がどれぐらいかは事業体として気になるところで、市民の理解を得る意味でもあまりにも高過ぎる改定率は当然受け入れられない。そのあたりのバランスを見ていくと、最近では15~17%あたりで改定する事業体が多い。20%まで高いものはなく、割と19%という数字が多いように思う。そのあたりが適正ラインと考えられ、10%の改定率であればあまり効果がないので、周辺他市の改定率を調べてみると良い。

最近改定をしたところでは、物価高騰の影響が色濃く出ているので、議会では、段階的に初年度は9%、次の年はさらに10%上げ、トータル19%上げるというような方法を取っている事業体もあるので、そういう方法も検討してはどうか。

審議会としての提言は「何%改定」というところまでになるが、意思決定の段階でどのように改定するかはまた議会で検討いただくことになる。

<副会長>

おそらく各市とも非常に厳しい状況ということで、すでに近隣市で料金改定している事業体もある。それは委員がいわれたように、近隣市の動向を教えていただければ良い。

この任期での審議会では、料金の何%改定すべきと提言するわけではなく、あくまでも水道事業の収入と支出を見る中でいろいろな課題があり、それをどうすればいいのかというなかで、その改善策として料金体系の見直しが必要とあがってくる。一つの仮定として改定率を定めたシミュレーションがあるが、中身については水道部で議論をし、一定の数字をはじき出されるかと思う。本審議会では中身まで事細かくできない。一例として示された改定率10%や20%は、必ずしもこのようにすべきというものではなく、改定時期をずらすとこの線形も変わるので、そのあたりは今後議論が出てくるところ。

ただ、料金改定をするのであれば、審議会としては当然市民に対して情報の発信と理解を得るための努力を進言していく。

<委員>

漫然と時間の経過を待つのではなく、何をもって引き金を引くのか。収支のバランスがこうなった時、あるいは、必要な資金がこれだけ減った時など、一つの経営の目標がこうなった時にどう動くか決めておくべき。

このままいくとずるずる行きそうな感じがするので、例えば水道料金の値上げについて検

討する別の組織体を作り、1年や2年かけて提言をしてもらうなど、実際に動けるような会
を組成する方がスムーズではないか。

<副会長>

この審議会そのものは、まず市長から諮問を受けたことに対して議論をし、水道事業での検
討事項や努力事項について答申という形でまとめていかなければならない。それを踏まえ、
それ以降に課題に対しての議論をしていく流れと考えている。

<委員>

1点目。

財政収支見通しが27ページにあるが、市民感覚でいうと収支が黒字の間の値上げは難しい
と思う。赤字になったもしくは赤字になるタイミングでなければ、値上げは認めてもらえな
い気がする。「赤字になる」といわない限り、理解してもらえないのではないか。例えば、
電力会社の過去の値上げを見ると、2年間赤字になったもしくは2年間赤字になる見通しに
なったときに値上げをしている。

2点目。

委員がいわれたように、少量使用者の料金が非常に低い。例えば、電力会社であれば一番低
い段階とその次の段階とではせいぜい2倍程度。10倍もの差があるような料金体系はいび
つとしか思えないので、次回の改定があればぜひ是正してほしい。

<会長>

委員からの「料金改定する決め手があれば、理解・行動しやすい」という意見に関連するも
のとして、「赤字になるならば市民を説得しやすいが、計画上5年後ぐらいに赤字になるか
もしれない状態で値上げを行うには、根拠が弱いのではないか」という委員からの意見に対
し、もう少し踏み込んだ議論をしておかなければならないと思う。これについて交通部も所
管している管理者の考えは。

<管理者>

料金改定するとなると、赤字という実状が一番わかりやすい。一方、交通部も見ている中で、
バス事業でいえば、今後電動バス等の新しいDXに投資していく必要がある。投資をすると
今の収支状況ではやっていけない状況が明らかになっていけば、現状赤字でなくとも一定
の料金改定お願いするということは、市民感情は別の話として、企業経営上、必要と思っ
ている。

今回の水道事業の場合、まだ今年度も黒字を出してはいるが、収入の落ち込みと基本計画に
記載の耐震化や重要管路の整備を考えていくときに、収入と支出の投資部分にかなりの差
があるので、基本計画の前半5年分については現状の資本力でやれるが、令和7年度を区
切りに令和8年度以降の5年間の実施計画を考えていった場合、途中で資金ショートする
ことが明らかになっている中で、実施計画で「これをやります」とはいえない。少なくとも、

次期実施計画を進めるまでには、何らかの形でご理解をいただいでいく動きは当然必要と考えている。

<副会長>

高槻市の場合、資金ショートを起こさないよう銀行からの短期借入はやられているか。

<事務局>

借入については特に行っていない。

<副会長>

銀行から借りて赤字になると、次に借りる際に利率が高くなり問題を起こしてしまう。いろいろな銀行間との取引の複雑さがあるので聞きたかった次第。

<委員>

わかりやすい資料をご提示いただき感謝。

市民代表として2点。

1点は意見、もう1点は質問。

大阪府北部地震で市民が水道のありがたさをつくづく感じたと思う。もしも何か災害が起こった場合でも、水道だけは使えるようになってほしいというのが個人的な思い。

そのためには何が必要かというところ、21ページの回収割合のところ、理想としての基本料金が92.9%は目標とすべき一つの数字ではないか。あまりにも高槻市の基本料金が安過ぎるのではないか。

大阪府内の近隣は比較されているが、自身が1年のうち3分の1を過ごしている静岡県富士市は圧倒的に基本料金が低い。

富士市の基本料金は13mmが1か月1,232円、25mmが1か月2,552円。一方、高槻市は13・20・25mmが1か月759円。1.5倍以上の差がある。

ちなみに富士市の大口の基本料金はものすごく安く、150mmが7万400円。一方、高槻市は1か月17万8,321円。

地域によって産業構造が異なり、最小口径とある程度大きい口径との比率に違いがあってしかるべきと思うが、水道を利用する限りにおいては、最低限の費用は納めるべきであり、基本料金をもっと上げるべき。それを浄水場のメンテナンスや更新、配管のメンテナンスや更新も含めた水道水の安定供給に使っていただきたい。

2点目。

27ページ、28ページで、仮の改定率を0%・10%・20%とされているが、あと20年は高槻市に住みたいので、令和25年度まで利益の見通しをプラスでやってもらいたいとなれば何%ぐらい値上げになるのかという質問。

<事務局>

まず1点目の基本料金について。

おっしゃるとおり、固定的な経費は確実に回収しなければならないのが本来の姿。もし料金改定するとなれば、その点は検討しなければならないと考えている。

2点目の令和25年度まで黒字継続の場合の改定率について。

シミュレーションをしてみないと何ともいえないところではあるが、示している10%や20%から比較すると、大体30%から40%ぐらいの改定が必要になるのではないかというところ。

<委員>

料金改定だけの話で議論されているが、他の補助金やその他のものが入ってくると違ってくるのでは。

<副会長>

水道の場合は、補助金はほとんどない。

<委員>

それであれば、示されている予測と変わらないということで、承知した。

<委員>

高槻市としてどのような指標を用いて料金改定に臨むのか。「赤字に転じたら」という意見もあるが、例えば企業債残高など市民に理由を説明できるような指標が複数あるので、それらを示していくのが良い。先ほどあったとおり、ストックマネジメントに基づいて更新していく過程の中で、その更新が滞るために生活に影響を与えるのは最悪のことなので、備えとの関連も含めての見通しと指標が大事。

副会長からもあったが、値上げするかどうかは別として、そういう時期に差し掛かっていると積極的に広報を行い、「見せる化」していくことは極めて大事。

例えば24ページ、10^m使用した場合の1^mあたりの水道料金が85円であるところ。1^m作るのに154円かかっているのに、実際85円しか払っていないことはあまり知られていないと思うので、こういうところから積極的に広報していき、この部分の差を縮めていく必要があると重々啓発していただきたい。

これから高齢化や世帯分離が進み、単身世帯が増えていくことは、24ページ上の青枠囲いの段階別件数割合が、今は11~20^mが一番のボリュームゾーンになっているが、これがもう少し左に全体的にシフトしてくることになり、収入としては余計に下がってくる。

154円にいかに近づけていくかが大事で、本資料での改定率は平均改定率であるが、大口の改定率は小さいけれども、小口の改定率は少し大きいというような基本料金と従量料金の組合せも議論する段階であれば考えていく。

広報も割と早い段階からどういう状況であるかを知ってもらうことが大事。

<委員>

20 ページの料金体系について。

1 点目。

先ほど世帯の事情については別のところで配慮すべきとの意見があったが、この料金体系は、子育て世帯・現役世代に対して負担が大きくなる印象がある。子育て世帯は子どもが小さいときは洗濯機を回す回数が多く使用水量が増える。

2 点目。

節水するために従量料金の割合が大きい方が効果はあると思うが、社会全体で節水を進めなければならない状況ではないのか。例えば、電気料金は節電を進めるべく従量料金の割合を高めておかなければ節電できないと思うが、水道に関してはそうした事情は全くないのか。

<副会長>

そもそも水道の逡増制は、高度経済成長期に水道が沢山必要になり、1人当たり使用量もかなり上昇し、急激な水需要を抑制するために導入されたもの。現在は1人当たりの使用量は下がっているが、それは節水機器の発達や節水意識の向上でトータル的に水の使用量が減ってきたものによる。水道は、本来使ってもらった分だけ収入が増えるが、どんどん使ってくださいとはいいいないので、基本的には節水ということを常に広報等でいわれている。1人当たりの使用量が減っているから節水には皆さん努力されていると認識いただければ良い。

<委員>

水の使用量が増えると新しい水源を確保しないといけないとか、あるいは取水量が多くなることでトラブルが起こるといったことがあると思うが、節水が進んで取水量が少なくなれば、環境に対する負担が少なくなるなど良いことが起こるようになるのか。

<副会長>

琵琶湖の関係で水源から川下までの水計画があり、それぞれの環境の中で努力しましょうと謳われていたと思うが、環境面では配慮をしており、電力を少なくする、パイプの部分の流速を使って電気を起こすなど、いろいろな形の努力をされていると理解しているが。

<事務局>

おっしゃるとおり。

どこの事業体も同じであるが、送水でポンプを動かすことなどに大量の電力を消費するので、節水は、より電力消費を減らすことに繋がる。節水というフレーズ自体は最近あまり使われないかもしれないが、そういった取り組みは今後も必要だと思っている。

<委員>

子育て世帯や福祉については、福祉政策で解決すべき問題ではないか。例えば、子育て世帯や障がい者、生活困窮者などへのいろいろな対策、国の事業や支援策がある。福祉に関するメニューがたくさんあり、そこに水道料金の問題を持ち込むとかえって複雑な料金体系になる恐れがあるので、水道は水道としてニュートラルにやっていくべきではないか。

<委員>

子育て世帯に支援が必要ではないのかという意味ではなく、使用水量の少ないところに対する配慮がそれほどいらぬのではないかと思ったところ。

<委員>

社会の構成員としては社会的弱者も全く一緒なので、応分の負担ということで考えていくと良い。

水道水を使うのに、適切な量で使い、その時に必要な費用はその時の人みんなで適切な料金を負担する。これを将来に繰り越していくとなると、私たちが得した分を将来の人が負担するという事になってしまう。

<委員>

水道料金のところに社会的弱者の議論を持ち込むと複雑になる。

今回審議会の委員間で、水道料金における社会的弱者のところは別の行政分野の方が柱だと整理をした上で、今後の議論をするというコンセンサスを作っていくのは重要。

水道部側の負担を減らすことができ、非常に建設的な議論に繋げることができる。そのコンセンサスのもとで議論していくと、複雑なことに議論を使わなくて済み、より内容の濃い議論ができるようになると思う。

<委員>

各委員のお話もお聞きし、人口減少が進み小口径の使用量の減少を見込むので、基本料金は上げていくべきで、料金全体の値上げも考えていかなければいけないと思う。推計で赤字になる見通しが見えているので、基本料金・従量料金の両方を上げていく告知をする時期ではないか。

<委員>

委員もおっしゃったように、水道料金のみの方で進めていくべき。本来作るのにかかった費用は使う人が公平に負担すべき。口径の大きい管を使って沢山使う大口利用者と、あまり使われないような方の基本料金に大きな差があるのは、やはり問題があると思う。そういう意味で、基本料金で水道の施設更新などの固定費を賄う考え方でいくと良いと思う。

また、料金改定はすべきだが、いつすべきかを慎重に議論いただきたい。まだ見た感じでは差し迫っていない。改定時期は今すぐなのか1年後なのか2年後なのか分からないが、それまでに「こういう努力をするがそれでもやはり厳しくなるから改定しなければならない」ということや改定理由、また水道水を作るのに154円もかかっていることを市民に理解してもらおう広報が大事。

2 審議事項 (3) 国庫補助金について

【資料1 (29から32ページまで) について説明】

質疑等

<会長>

まだ国庫補助金を活用できるほど料金が条件に合っていないことも1つの材料になる。

<委員>

水道料金以外の補助金で取れるものがあれば取ったほうが良いと思うが、水道行政においての国庫支出金は特定事業についている程度であまり大きくない。そのため、ここを増やしていく考えよりも、もらえるものはもらった方が良いという程度の話。補助金をもって収支に大きく影響を与えるという話ではない。

<副会長>

しかしながら、収入を増やす努力はしなければならないので、水道部として国に働きかけるべき。確か、日本水道協会が国庫補助金の事業を拡充されないのかなど、いろいろな部分で毎年国に対して要望している。高槻市も日本水道協会に入っていると思うので、要望は常に行い、少しでも収入を増やす努力はしていかなないと、市民に対してこういう努力をしているといえないので、収入確保について国に働きかけることは考えていただきたい。

<委員>

31ページで「家庭用」水道料金との記載があり、先ほどの話では事業用も家庭用も区別できないとのことであったがどういうことか。

<事務局>

高槻市では小口径の料金を家庭用と考えている。

<委員>

補助金になる適用条件も厳格に精査されるのか。この補助金をもらっている事業体はどうされているのか。補助金の要件として「家庭用」という言葉が中に入っているのかどうか。

<事務局>

水道料金には、一般的に用途別料金制と口径別料金制という考え方があり、そこから説明すると、高槻市では昭和43年までは用途別の料金で家事用がいくら、営業用がいくら、工場用がいくらという料金体系を採用していたが、給水対象となる施設が複雑化していく中において、用途別の判断が難しいということがあり、昭和49年に口径別の料金体系を採用するようになった。

水道事業体のトレンドとしては、全国的に口径別に切り替わっており、用途別は全体の3割程度になっている。社会環境の変化で用途も変わってきており、適正にどこで判断するのは難しく、料金の体系については本市も採用している口径別が一般的になりつつある。

国庫補助金の要件については、事業体のほとんどがその状況であるので、家庭用料金とい

えば、現在の本市では、13mm、20mm、25mmの料金を指し、その口径で1か月10㎡使う場合の料金単価がいくら以上であれば経営が厳しく、そういった事業体に国のお金を入れていくのが国の基準になっている。補助金の規模が比較的大きくなる、施設や管路の事業については、経営の厳しい事業体、例えば料金がいくら以上であるとか、資本単価が高くなっている事業体に優先的に配るという国の背景があるものと理解している。

2 審議事項 (4) 高槻市水道事業基本計画実施計画（令和3年度～令和7年度）について

【資料2、2-1、2-2について説明】

質疑等なし

2 審議事項 (5) その他

【次回の審議会について】

<会長>

【閉会宣言】